

議員全員協議会会議録

令和4年12月12日

宮古市議会

令和4年12月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(12月12日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
協議事項(1)	7
閉 会	19

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和4年12月12日（月曜日） 午後1時10分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 令和4年度第2期宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る評価及び検証について

〔協議事項〕

- (1) 政務活動費使途基準の申し合せ事項の改正について

出席議員（22名）〔議席番号〕

1番	畠山智章君	2番	田代勝久君
3番	古舘博君	4番	中嶋勝司君
5番	今村正君	6番	白石雅一君
7番	木村誠君	8番	西村昭二君
9番	畠山茂君	10番	小島直也君
11番	鳥居晋君	12番	洞口昇一君
13番	伊藤清君	14番	高橋秀正君
15番	工藤小百合君	16番	坂本悦夫君
17番	長門孝則君	18番	落合久三君
19番	松本尚美君	20番	田中尚君
21番	竹花邦彦君	22番	橋本久夫君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

〔説明事項〕（1）

総務部長	若江清隆君	企画部長	多田康君
エネルギー・環境部長	滝澤肇君	市民生活部長	下島野悟君
保健福祉部長	伊藤貢君	産業振興部長	伊藤重行君
都市整備部長	藤島裕久君	上下水道部長	竹花浩満君
危機管理監	芳賀直樹君	会計管理者	菊池範子君
教育部長	佐々木勝利君	企画課長	箱石剛君
地域創生交流推進室長	中居裕美君		

議会事務局出席者

事務局長	佐々木雅明	次長	前川克寿
主査	南舘亜希子		

開 会

午後1時10分 開会

○議長（橋本久夫君） ただいまから議員全員協議会を開会いたします。ただいままでの出席は22名でございます。会議は成立しております。本日の案件は説明事項1件、協議事項1件となります。

○

説明事項（1） 令和4年度第2期宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る評価及び検証について

○議長（橋本久夫君） それでは説明事項の1、令和4年度第2期宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る評価及び検証について説明をお願いします。多田企画部長。

○企画部長（多田康君） はい、貴重なお時間ありがとうございます。それでは本日、令和4年度第2期宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価及び検証ということでご説明をしたいと思います。ご存じのとおり平成26年に法が出来まして、それ以来、宮古市でも戦略を定め取り組んできてございます。現在第2期に入っておりますが、総合計画の中に取り込み、各種事業を推進しているところでございます。本日令和3年度の数値がまとまりましたので、その数値に検証を加えたものをご説明させていただきます。後ほど各委員会においてご議論いただきながら、意見を届けていただければと思います。それでは詳細につきましては企画課長よりご説明を申し上げます。

○議長（橋本久夫君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） はい、それでは、資料1の令和4年度第2期宮古市まちひとしごと創生総合戦略評価及び検証案（令和3年度実績）、こちらをご覧ください。今回お示しいたします資料は、総合戦略につきまして、令和3年度の実績を踏まえ、評価と検証を加えたものでございます。表紙をめくっていただきまして、3ページをご覧ください。まず、趣旨でございますが、先ほど企画部長からもお話いたしましたとおり、第2期総合戦略、現在策定して取り組んでいるところでございます。また、趣旨の後段に記載してございます通り、総合戦略につきましては、P D C Aサイクルの考え方に基づく検証を行うとともに、市民推進委員の皆様、市議会議員の皆様からの意見、提言等をちょうだいしながら、評価及び検証を実施し、必要に応じて事業等の見直しを行っているところでございます。次に、総合戦略の進捗状況に対する評価についてご説明をいたします。総合戦略では、基本目標である数値目標と重要業績評価指標、いわゆるK P Iの実績により評価を行っております。なお、実績値について、統計の公表時期などの関係で、把握が困難な場合は直近の数字としておりますのでご了承をお願いいたします。進捗度による評価の考え方でございますが、令和2年度の策定時の現状値を0%、令和6年度の目標値を100%とし、年度ごとの進捗度の目安を記載のとおりとし、令和3年度の進捗度の目安は40%としているところでございます。それぞれの指標の進捗度は、記載の計算式で算出し、その結果により100%目標達成で評価A、20%から100%未満が評価B、初年度の目安である20%にも満たない場合が評価C、0%未満またはマイナスの場合は評価Dという4段階で評価を行っております。4ページをご覧ください。こちらが、令和3年度実績評価の総括表でございます。三つの基本目標である「まち」「ひと」「しごと」のそれぞれの評価結果を表にしたものでございます。一つ目の「まち」は評価Aが0件、評価Bが2件、評価Cが1件、評価Dが5件、評価困難が3件となっております。同様に、二つ目の「ひと」、三つ目の「しごと」の評価は記載のとおりでございます。5ページをご覧ください。この一覧は、それぞれの分野の基本目標、目標数値を抜き出した表となっており、5ページが「まち」、6ページが「ひと」、7ページが「しごと」とな

っております。後ほどご覧いただければと思います。それぞれの詳細の内容につきましてご説明をいたしますので、8ページをご覧ください。まずこちらは「まち」ということで、地域の魅力向上を図り、より快適で豊かに暮らせる環境をつくるという基本目標でございます。この基本目標に対する評価KPIは、社会減数、定住意向割合の二つでございます。社会減数は平成30年度の策定時が-606人で令和6年度の目標値が0人ということで取り組んだところでございますが、令和3年度の実績は、-685人ということで、減少に歯止めがかからない状況で、評価Dとしてございます。定住意向割合は、令和3年度の実績がございませんので、現時点で評価困難と整理させていただいております。次に、分析をご説明する前に、それぞれの基本目標にぶら下がる、基本的方向、具体的な施策、関連する基本事業の実績及び評価について、資料の見方を中心にご説明をいたします。まず基本目標「まち」の基本的方向ですが、8ページ中段の(1)住み続けたいまちづくり戦略の①安全で快適に暮らせる生活基盤の確保でございます。ここでは、KPIとして、基盤整備に対する市民満足度、福祉・健康に対する市民満足度の二つを設定しております。さらにその下の表ではKPIに関連した基本事業の進捗状況、取組内容と評価が記載してございます。8ページ下段でございます。基盤整備に関する基本事業のうち、鉄道の確保・充実と利用促進については、指標の三陸鉄道の市民1人当たりの年間利用回数が、令和3年度は目標値3.2回に対し、実績値は3.6回、JR山田線の市民1人当たりの年間利用回数が、令和3年度は目標値1.7回に対し、実績値0.5回となっております。取組内容といたしましては、沿線市町村と連携した利用促進等を実施し、評価といたしましては、コロナ禍の影響により利用者が低迷しているものの、三陸鉄道の利用回数は目標値を上回ったとしてございます。9ページ以降には、福祉・健康に関する基本事業が記載してございます。10ページ中段の②まちの中心のにぎわい創出をご覧ください。KPIとして、市関わった中心市街地への新規創業者数、中心市街地末広町線の歩行者交通量の二つを設定しております。関連基本事業に対する評価といたしましては、中心市街地に関する基本事業のうち、市道末広町線無電柱化の整備について、指標の整備計画に対する整備率が、令和3年度の目標値50%に対し、実績値31.8%となっております。取組内容といたしましては、用地購入が完了し、進捗速度が加速したものの評価といたしましては、目標値に届かず、事業完了に向けた進捗速度を早める必要があると記載してございます。

11ページをご覧ください。次に、基本目標、「まち」の二つの基本的方向のうちの一つ、(2)人とつながるまちの魅力発信戦略の①森・川・海の魅力を活かした観光の振興でございます。KPIとして、年間の観光入込客数、年間の市内宿泊者数の二つを設定してございます。関連基本事業に対する評価といたしましては、観光に関する基本事業のうち、受入れ体制の整備について、指標の来訪者満足度が、令和3年度の目標値75%に対し、実績値72.2%となっております。取組内容といたしましては、学ぶ防災、観光関連施設の利用促進等を実施したものの評価といたしまして、目標値を下回っている状況でコロナによる影響があったものと記載してございます。12ページの②住めばみやこ住むなら宮古の推進をご覧ください。KPIとして、宮古市に係る移住・定住イベントや支援策により移住した累計人数、移住定住相談会の年間参加者数の二つを設定してございます。関連基本事業に対する評価といたしましては、移住定住に関する基本事業のうち、サーモンランドの魅力発信について、指標の移住者向けホームページアクセス数が、令和3年度の目標値2万件に対し、実績値、2万1,563件となっております。取組内容といたしましては、SNS等による情報発信のほか、令和2年度にホームページを全面リニューアルし、その後、アクセス数が増加。評価といたしまして目標を達成し、今後も継続した情報発信を行っていくと記載してございます。13ページには、今年度から追加いたしました関連民間事業に対する評価といたしまして、魅力発信に関する事業のうち、宮古観光文化交流協会による瓶ドン事

業とみやっこベースによる、ウミネコミヤコの潮風便を記載してございます。ここまでの、基本目標「まち」に対する実績と評価で、これらの内容を踏まえまして、8ページにお戻りいただきます。こちらの8ページ、中段、分析についてご紹介をさせていただきます。数値目標である社会減数の抑制には至っていないが、防災に関する基盤整備は目標を上回るペースで進んでいる。一方、公共交通や福祉・健康に関しては、コロナ禍での活動に苦慮している。コロナ禍での孤立等を防ぐため、継続した事業実施が必要であると考えられる。また、観光及び移住関連の取り組みもコロナ禍中の影響を大きく受けているが、観光協会や市の移住者向けホームページのコンテンツの充実を図ったことで、アクセス数を大幅に増加させることができた。観光に関しては、瓶ドンや学ぶ防災などの体験型コンテンツが前年度より伸びている。これらを踏まえ、今後は当市の取組や、観光等の情報に体験型コンテンツの情報も併せて発信していくことが必要であると考えられるとまとめてございます。

それでは、次に、基本目標「ひと」に移りますので、14ページをご覧ください。こちらは「ひと」ということで、子どもを産み育てやすい環境をつくり、結婚・出産・子育ての希望をかなえるという基本目標でございます。この基本目標に対する評価KPIは、25歳から39歳人口の未婚率、子育て環境の満足度の二つでございますが、令和3年度の実績がございませんので、現時点で評価困難と整理してございます。基本目標「まち」と同様、14ページから19ページまでに、基本的方向、基本事業及び民間事業の進捗状況、取組内容と評価を記載しております。内容の説明は割愛させていただきますが、これらを踏まえた分析について、14ページ中段に記載しておりますので紹介をさせていただきます。待機児童はゼロを維持し、満足度が上昇した子育て支援サービスもあった。引き続き子育て支援の取り組みと情報発信を行う必要がある。また、「高校2年生の宮古市への愛着度」について、令和2年度より市内の高校と連携し、生徒が地域を知る取り組みを始めているが、数値には表れておらず、継続した事業実施が必要であると考えられる。小中学校においても、地域住民等と連携し、地域の伝統や歴史、災害に対する学びなどの学習を行っているが、子どもの愛着度を向上させるためには、引き続き学校、地域住民、地元企業、行政等が協力しながら、小中高それぞれの過程において働きかけを行っていく必要があると考える。さらに、民間の取組として、新社会人を対象とした地域内連携事業を実施している。取組の周知により、より効果的な事業となるものと考えられるとまとめてございます。

それでは次に、基本目標「しごと」に移りますので、20ページをご覧ください。こちらは「しごと」ということで、地域に根差した産業を振興し、生活を支える所得が得られる仕事を創出するという基本目標でございます。この基本目標に対する評価KPIは、市民一人当たりの分配所得、高校新卒者のうち就職希望者の管内就職率の二つでございます。市民一人当たりの分配所得は、平成30年度の策定値、平成29年の値となりますが、市民一人当たりの分配所得277万円でございます。令和6年度の目標値は、国民所得に近づくようというものでございますが、令和3年度実績は令和元年の値となりますが、273万円でございます。市民の分配所得としては若干下落傾向であり、国、県はほぼ横ばいという状況で、進捗度はマイナスとなり、評価はDとなっております。高校新卒者のうち就職希望者の管内就職率は、平成30年度の策定時は44%で、令和6年度の目標値70%に対し49.7%と、若干ではありますが上昇しており、進捗度は21.9%で評価Bとなっております。基本目標「まち」と同様に11ページから27ページまでに、基本的方向、基本事業及び民間事業の進捗状況、取組内容と評価を記載しております。内容の説明は割愛させていただきますが、これらを踏まえた分析を20ページ中段に記載しておりますので紹介させていただきます。地域産業全体が、コロナ禍による多大な影響を受けていると推察される。水産業については地域に根差した産業振興及び所得の向上や仕事の創出のために、魚類養殖

の取組などを継続的に進め、持続的に水産資源を確保することが必要であると考えられる。産業支援体制について、事業に関する相談件数は減少しているが、内容は多岐にわたり、適切に対応していくことが必要である。再生可能エネルギーについては住宅用太陽光電池システム導入件数は目標値を達成している。また、「高校新卒者のうち就職希望者の管内就職率」は上昇傾向にあるが、その一方で、コロナ禍の影響により、企業の求人数が減少し、「宮古公共職業安定所における就職率」は下降した。これらの実績から分析すると、コロナ禍の影響により、高校生に県外や市外への就職を控える傾向があったことと、これまで地元企業に対し、高校新卒求人の確保を働きかけてきた結果、コロナ禍においても安定した求人を確保できたことが要因と推察される。なお、民間の取り組みについては、人材の確保等を行うものや、食の付加価値を高めるものがあり、継続して取り組むことにより、拡大及び発展につなげる必要があると考えられるとまとめてございます。以上が第2期宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略の令和3年度実績による評価及び検証案でございます。誠に恐縮ではございますが、年明け1月中をめどにご意見をちょうだいいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、現在取り組んでおります事業について、ご説明をいたしますので、28ページの資料2をご覧ください。事業名、サーモンランドプロジェクト事業と書かれた資料でございます。本事業は、令和2年度から4年度までの3年間で、国の地方創生推進交付金を活用して実施している事業でございます。事業の目的といたしましては宮古市で生まれ育った子どもたちがサケのように、海のような社会へ旅立ち、やがて宮古市に戻る仕組みづくりをしようとするものでございます。令和3年度の実績内容の主なものについてご説明をいたします。1点目の移住相談イベントの実施につきましては、事業内容として、トークセミナーと相談会を開催いたしました。オンラインと東京会場の併用を1回、オンラインを1回で計11名の参加がございました。2点目の副業マッチングプログラムにつきましては、事業内容として、都市部住民と地元企業の副業マッチングを実施いたしました。オンラインイベントや個別面談等を実施し、参加企業5社、参加者10名、マッチング10件が成立いたしました。3点目の高校生との移住定住パンフレット作成につきましては、実施内容として宮古商工高校と協力し、移住定住パンフレットと動画を作成いたしました。完成品は首都圏向けPRや各種メディア取材によるPRなどに活用しております。KPIは三つ設定してございますが、目標値に対する実績値は記載のとおりとなっております。本日の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本久夫君） 説明が終わりました。この件は、議会に意見を求められている案件ですので、議会としての意見集約の場は後日別に設定したいと思っております。よって、本日の説明員への質疑は意見ではなく、ただいまの説明や資料に対する質問、確認とし、後日意見集約するための疑問の解消に充てていただくようお願いいたします。それでは、この件について何かあれば挙手を願います。

○議長（橋本久夫君） 特に質問はないようでございます。大丈夫ですね。はい、特に質問はないようです。なければこの件はこれで終わりしたいと思います。それでは本件に関する今後の意見集約については、事務局より説明を願います。では、事務局長。

○議会事務局長（佐々木雅明君） はい。本件は担当課より、議会からの意見を求められている案件でございます。7月に行った県要望の意見集約と同様に、各常任委員会でそれぞれ検討した後、合同常任委員会で意見集約を行ってはどうかと考えております。なお、各委員会の分担については、この後の正副委員長会議で割当てをご協議いただきます。スケジュールとしては、1月中旬に合同常任委員会を開催したいと考えておりますので、各常任委員会では、それまでに本件の協議をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（橋本久夫君） ただいま事務局より意見集約の手法についての説明がございました。ただいまの説明のとおり進めることに皆様ご異議ございませんか。はい。ないようでございますので、そのように取扱いたいと思います。それでは、説明員は退席を願います。お疲れさまでした。

〔説明員退席〕

○議長（橋本久夫君） それでは、消毒と座席移動のため暫時休憩をいたします。

午後1時32分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（橋本久夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○

協議事項（１） 政務活動費使途基準の申合せ事項の改正について

○議長（橋本久夫君） 協議事項の１、政務活動費使途基準の申合せ事項の改正について説明願います。工藤議会運営委員会委員長。

○15番（工藤小百合君） それでは、このたび議会運営委員会で取りまとめました政務活動費使途基準の申合せ事項の改正案をご説明いたします。今回の改正案は、従来の使途基準の一部改正となります。タブレットに配信した改正案の赤字で、下線となっている部分が、今回修正または追加した部分となりますので、この部分についてご説明いたします。まず、基本的事項についてでございます。修正部分の１項目は、個人すなわち私人への業務の委託を政務活動費の対象外とすることの追加です。現在、議員が業者などに業務を委託した場合、領収書など、それを証明しておりますが、個人、私人からの領収書を可とすると、収支報告書の信頼性が保てないとの判断から、これを対象外とするものです。二つ目は、政務活動の年内完了の義務づけを明記したものです。ここで言う全工程とは、支払いはもちろんのこと、その事業全体の完遂を示しておりますので、印刷物などは印刷し、その後の配布までを含めて、全ての工程を年度末までに終わらせるという意味でございます。三つ目は、収支報告についての修正です。収支報告が市民に理解しやすいものになるよう努めるという努力義務とした形で整理したものです。次に、研究研修費、調査旅費についてでございます。この二つの費目には、同一の文章が追加されておりますので、一緒にご説明いたします。この赤字部分は、議員が、研究、研修、調査といった、政務活動で県外へ移動した場合の抗原検査費用を政務活動費の対象とする規定の追加です。県外移動に伴い、BCPの規定により検査をする場合の、出発前と帰着後の２回分を対象にできるとしたものです。次に、資料購入費についてでございます。この項については、対象外とする項目を整理してございます。対象外の一つです。政党、政治団体、宗教関係の機関誌の購読料について、本人が所属の団体を対象外とするものです。従来の文章に赤字部分を加えております。二つ目は、当選前から購読している新聞の継続購読料を対象外とする規定です。これも従来からあったものの、文章整理になります。三つ目は、家庭で購読する大衆紙を対象外とすることを新たに加えたものです。大衆紙とは家庭で購読するような新聞のことで、いわゆる全国紙、地方紙を示し、その購読料を政務活動費の対象外とするものです。次に、広報費、広聴費についてでございます。この二つの費目にはほぼ同一の文章が追加されておりますので、一緒にご説明いたします。米印の一つは、年度内完了に関するものです。印刷物の印刷から配布までを年度内に完了するよう義務づけることを記載したものです。二つ目は、収支報告の際の完成品の添付、配布先や、部数の報告、印刷を証明する資料の添付を義務づけるものです。三つ目は、消耗品の経費について、実際に使用した部分のみを対象とする原則と、計測困難なものに関しては、案分による認定を行う原則としたものです。また、これらの対象となる具体例として、

印刷費用、配布費用、紙代やインク代などを記載しております。以上が、今回、議会運営委員会で改正しようとする内容でございます。この後は、12月定例会議期間中に、議員全員協議会にて説明を行い、議員の皆様のご了承を得たいと考えておりますので、代表者の皆様におかれましては、本件のご理解をいただき、会派の周知などにご協力いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（橋本久夫君） 工藤委員長、ただいまは全員協議会への説明でよろしいですよ。そうですね、はい。それでは、説明が終わりました。この件について、質問のある方は挙手を願います。はい、洞口議員。

○12番（洞口昇一君） えっとですね、いくつか質問があるんですけども、一つはですね、議会報告の配布に当たってですね、私人に依頼した場合は対象外とするという項目なんですよ。確かに旧宮古市内に住んでる方々はね、もう新聞販売店に頼めば、ほぼ相当数配布できるから、こういう規定で何もなければ、それから大都市であれば、ポスティング会社があるんです。大都市であればね。だから一般の新聞を配達してない地域だとか、そういうところもポスティング会社さんに頼めばやってもらえる。ところが宮古市の場合はポスティング会社がないんですよ。ないでしょ。私が知らないだけかもしれないけども。それから、私が住んでいる、新里地域のようにね、半分以上新聞配達の地域じゃないところがあるんですよ。多分川井も一緒だと思うんです。田老や宮古市内の中心地から離れた所も同様なケースがあると思うんですよ。そういうところが結局誰にも頼めないということになると、自分で配るしかない。私が30代40代の頃は自分で500枚でも千枚でも配れたんですけども、結局今のような歳になってしまうと配る方法がないわけですよ。そうすると新聞も配達しない地域、それからポスティング会社もない。個人に頼んじゃ駄目だ、駄目っていうのは、自腹で頼むしかないということですね、非常にこれはね、実際に議会報告をしていないか、それとも周辺に住んでてね、議会報告を配布することの苦勞を知らない人が作った文章じゃないかっていう、規定じゃないかっていう気がするんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本久夫君） 田中議員。

○20番（田中尚君） 洞口議員の指摘でございますけれども、ポスティングの代行業者がございまして、ただ料金が高いということもありますので、現行の政務調査費、年間15万円ということになりますとね。それはどうかなということです。ただ、ご認識のようにないということではありませんので。ございます。

○議長（橋本久夫君） 洞口議員。

○12番（洞口昇一君） 全くないという意味で言ったんじゃないけれども、一般的に大都市でのポスティング業者は新聞折り込みと同程度の値段でやってるんですよ。ところが宮古市の場合、日本郵便がやってることはやっているんですよ。ところが1枚につき80円なんだよね。全然もう話にも何にもならない金額で、だからそういう点では一般的な意味でのポスティング会社はないというふうに、私だから言ったんですけども。一度わたしもそれ利用しようと思ったんですよ。だって一部80円ではさ、千部配ったらば、あれでしょ、8万円でしょ。4回議会あるから32万円かかるわけ。だからそういう点ではないと言っても過言じゃないっていうか、要するに配布する手段がないという意味では、ポスティング会社がないというのはもし不正確だとするんであればね、事実上ポスティングをやってくれる会社がないっていうか、使えないという意味でないと言ったんです。

○議長（橋本久夫君） 西村議員。

○8番（西村昭二君） はい、洞口議員のお話は、議会運営委員会の開催する中でも、深く議論がされたところでもあります。そもそも政務活動費の15万円が上限というだけで、20万円かかったとしても30万円かかったとしてもその費用の超えた部分に関しては、もしそのポスティング業者が高いうって言うてもですね、それはもう致

し方ないことだと思いますので、仮に全部で25万円年間でかかりましたって言ったら、15万円を政務活動費で処理していただいて、10万円は自腹という流れで理解していただければいいのかなと。全て15万円で議員活動が賄えるという、まず認識を変えていただかないとないと思いますので。あくまでも議員活動の一部を、この政務活動費として使っていただきたいというように考えていただければ、理解していただけるのではないかなと思います。

○議長（橋本久夫君） 洞口議員。

○12番（洞口昇一君） 私15万円でね、議員のそういうものをね、全部済ませようなんて考えてないし、現にね、要するに議会報告としては年4回しか出さないけども、今後の予定としてはね、議員活動一般、いわゆる政調費で見られないようなね、例えば、新里民報とか宮古民報とかね、そういう議会活動以外の各政治活動も含めた要するに政治活動も含めたものは、政調費の対象にならないというのは理解してますんで。そういう活動を全部とにかく議会活動報告も含めて全部を15万円で賄おうなんて気持ちはもともとないです。それは西村さんの認識の間違いです。私が言ってるのは、街なかに住んでいる議員と、周辺部に住んでる議員でね、条件が違うんじゃないかと。その条件の違いを無視した、こういう規定ってのはおかしいんじゃないかっていうことを言っているんです。言いたいことはね。だから例えばね、事前に議長ないし、議長の代理である議会事務局と相談して、承認された場合は除くとかね。これはもう無理ないなど。郵便局に頼むのはもう経費がかかり過ぎるし、それから新聞折り込みも出来ない地域だと、そういうところを一定数についてね、個人に頼まざるを得ないというふうに議長が認めた場合を除くとかね、そういうただし書きをつけてもらえば、ある程度、公平性も保てるし、事前に審査するわけですから、信憑性も保てると思うんです。なんでもかんでも勝手にまいてね、3月になってから、いやこれは事実だって言いはるんじゃないかと、事前にね、ちゃんと議長と、議長というか、その職務上の議長と相談をして、まあ議会運営委員会でもいいですよ、事前に了解を得てやる場合はね、認められてもしかるべきじゃないかというのが私の意見です。

○議長（橋本久夫君） このことについては意見ということで。関連。はい、松本委員。

○19番（松本尚美君） あの、洞口議員の言わんとするところは、限りなく理解をしたいかなあという思いでは聞いてはいたんですけども、洞口議員はどうしても、こう何ていうのかな、エリアを自ら区切ってますもんね。住んでらっしゃる所のエリアが新里地区だから、新里地区をという限定で考えていらっしゃるようですが、基本的に小選挙区制ではない。やはり基本的には大選挙区制なんだよね。だから、例えば個々の議員のそれぞれがどのエリアに配布するかっていうのは、別に決まってるわけではない。それを前提に考えないと、それぞれ逆に住所を置くエリアをそれぞれ中心に考えなければならぬことになる、結構ばらばらになっちゃうんですね。中心市街地の中でも差は出てきますよね。じゃどこまで細分化するかって話になる。このエリアは連担性があるとかね、世帯数がいっぱいあると。でも全て全戸配布するのかどうかというこの判断はまた別に決まってるものはない。だからあんまり細かくやるとね、これちょっと際限がなくなるんで、できれば私は、基本的に皆さんが了とするのであれば、やはり一つのシンプルなルールでいいのではないかな。そのように思いますよ。例えば、選挙のたびに構成が変わったりすると、そのたびにどうするか、こうするかっていう話になっちゃうというのが私の意見です。シンプルにやるべきです。

○議長（橋本久夫君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） まず洞口議員に理解をお願いしたいのは、なぜ政務活動費の見直しなのかというところでございます。当然これは公費で先ほど西村議員からもお話があったように、15万円を上限として議員活動の

一環として、公費でこの政務活動費が支給されています。ただこの間、この政務活動費をめぐる様々市民の方々から指摘を受けるような事案が発生した。したがって、二度と市民のそうした指摘を受けないように見直しをしようということでもあります。そういう意味で、私人に対する支払いというのは、できるだけそれは当然、私人の場合でも領収書が必要になってくるという問題もありますけれども、そこに対してやはり、できるだけ市民から、本当に、正当に支払ってるかどうかという問題点も含めて、そういった指摘がされる可能性があるということで私人に対する言わば政務活動費の支給というのは、除外をしようというのが、議会運営委員会の判断であつたらうというふうに思います。ですから、政務活動費で先ほどあつたように、もしあれであれば個人で1万円なり2万円なり、ポスティングを頼むのであれば、それは構わない。問題は、これを政務活動費として認めろということは駄目ですよというだけの問題ですから、それは先ほど申し上げたように、できるだけ市民の皆さんから、様々な指摘を受けないようにするためには、個人、私人については排除したほうが良いという判断だろうというふうに思いますので、その点は理解をいただけないかなというふうに思います。

○議長（橋本久夫君） 洞口議員。

○12番（洞口昇一君） あんまりこの問題で長々と言いたくないんだけど、私は言っていないことをね、あたかも言ってるかのようにね、松本議員もそうだし竹花議員もそうなんだけどさ、そんなこと言っていないじゃないですか。議員としてのね、活動費を全部政務調査費で出そうとしてるって、さっき西村君も言ったし、それから今松本さんもね、自分の住んでるところだけを対象にとかっていう話もしたし、それから竹花さんも似たような観点だったでしょ。そんなこと言っていないんだから全然。だけどね、議会報告する際に1番効果的なのは、全然見も知らない田老や津軽石でまくよりは、私の場合は新里地域にまくのが一番効果的でしょ。限られた活動資金しかない場合ね。最も効果のあるところにまきたいじゃないですか、それは。だからそれは誰だって同じでしょ。ところが住んでるところによってね、全然苦勞もなくまける地域と、相当苦勞しないとまけない地域とがあるんだから、せめてね、ただし書きつきで、事前に許可があればね、個人に支払った場合も経費を認めることも検討してくれないかって言ってるだけであつてね。全て認めろとかさ、もう何ていうかな、全然そんなこと言っていないでね。ただ、全然そういうふうにな、その周辺地に住んでる議員の活動について、まあ議論はしたんだろうけど、なかなかその中身が聞こえてこないからね、あえて質問して意見を述べさせてもらっただけであつて、別に私15万円で済ませてないですよ。もう実際に私人に払ったのは駄目だつてことわかつて、私人に払ってまいってもらってますよ、それは。何もそのことを全くしないとかね、出来ないとかつて言ってるんじゃないかと、そりゃ、やりますよ、当然。けども可能な範囲でね、15万円の範囲で、事前に届出をした場合はね、認めてほしいという要望を出してるんで、それが全てだとは全然言っていないのを何だかそれを全てだと言っているかのような反対意見を言われるとちょっと、何時間でもお相手しましょうって気になりますよね。

○議長（橋本久夫君） この件については会派でも議論は重ねてきたと思うんですけども、その辺も含めてどうだったのか。では工藤委員長。

○15番（工藤小百合君） 洞口議員の意見は意見として聞きますけれども、議会運営委員会としては、例えば、今おっしゃったように、この部分については議長の判断によってできるというふうな可能性というのは、私は認めておりません。やっぱり議会運営委員会としては、政務活動費は、やっぱり市民に対しても、政務活動費15万円の中身がどういう中身で使用されたのか、やっぱりそこは、市民に対してもやっぱり一番重要な問題だと思っております。私たちは15万円に対して、多い少ないではないです。その15万円に対して、市民にこの政

務活動費はこういう使い方をしてます。納得してもらえそうな政務活動費にしたいと思っておりますので、前回の5期の議運の中でもいろいろ問題がありましたけれども、今、6期の議会運営委員会では、そういうのを踏まえて、市民の皆さんの目線にも立って、開かれた議会として政務活動費の在り方を今度、改正しようと思っております。またこれから、今回改正したとしてもまた何かありましたらば、また次の時点で改正したい部分については考えていきたいと思っておりますが、今回のこの部分に関しては、この部分の改正について、皆様のご理解を賜りたいと思っております。以上です。

○議長（橋本久夫君） よろしいですか。では次の質問。落合議員。

○18番（落合久三君） はい。文章表現、微に入り細に入り会派で議論したんではないですが、今のに関連して、ちょっと違う視点で、私もこれはどういう意味なのかなっていうのは1か所だけあるんで、それはですね、基本的事項の、赤い字でアンダーラインが引いてある最初の部分、基本的事項、事業者以外の個人（私人）への業務を委託した場合の経費は対象外とする。ここで言っている私人への委託、今議論になっている、例えば印刷物の場合に限定して言いますと、私人への委託っていうのは、例えば、作成費、印刷物をつくる作成費があると思うし、もう一つは完成した印刷物を配布する。今、洞口議員はこの配付のほうを主に言ってるんですが、ここで言っている私人への委託っていうのは、作成費も配布費も個人に委託するのは、原則として認めませんよというふうに理解するんですが、そういうことでいいですよ。

○議長（橋本久夫君） 工藤委員長。

○15番（工藤小百合君） この事業者以外の、個人（私人）という捉え方でございますが、私人と言っても個人経営の方、株式じゃなくても個人でお仕事してる方、そういう方に頼んだ場合は違います。これは本当の、何もしてない、私が例えば、何もそういう仕事もしないのに印刷を請け負ったとか、そういうのが本当に私人ですよ。株式会社でも有限会社でもない個人で事業している方、そういう方をお願いするのは、その事業者であって、個人というのの区分け方はそういう捉え方をしております。配布は違いますね。印刷です。配布は違います。

○議長（橋本久夫君） ちょっとお待ちください。今のは印刷に関する質問で、落合委員もう一度、それ以外もありますか。

○18番（落合久三君） 委員長が言った印刷物を作成するのは、そういうふうに私は理解しています。今洞口議員からそういう意見も出たんで、この完成した印刷物をどう配布するか。後段のほうにも関わるんで、確認のために聞いているんで、ここで言っている私人への委託。委託の中身は印刷物の場合には作成費も出来た印刷物を配布するのも、どちらも個人に委託は出来ませんよっていうふうに、額面どおり読めばそう受け止めるんですがそれでいいですねという確認で聞いたまでです。今委員長は作成費のほうに限定して説明があったんですが、配布もそうですか。

○議長（橋本久夫君） 工藤委員長。

○15番（工藤小百合君） あ、説明が申し訳ございません、不足でした。配付も含めます。配布も出来ません。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） そうしていきますとそこは洞口議員が先ほど言ったようなこともわからないわけではないので、そうだとすると前提がね、違った議論になるのかなというふうに思うんで、洞口議員の意見は意見として、一理あるなという面もあると思うので、私はこれはこれで、まだ今日結論出すわけではないと思うので、ぜひ。あ、今日出すのね。はい、私はそういう理解をしておりました。それから、次の意見というか、広報費

の中で、赤い部分、印刷物の印刷と配布は会計年度内に完了すること。その下がそういう前提のもとに印刷物の収支報告の場合は、完成品を添付し、配布先と部数を報告すること。当たり前のことを書いているんですが、これは先ほど竹花議員が言った、やっぱりこういうことに関して疑惑、疑念があったからなんですよ。私も直接、議会報告会にいたときに、それを言った元都市計画課長がね、端的に言いますと、ある議員のことでまともに言ったんで、それが関係する地域の住民からも、我々も、じかに聞いているもんですから、そういうのが前提になってこういう文章になっているんだとは思いますが。私の意見はですね、印刷物の印刷と配布は会計年度内に完了するっていうのは、もう言われなくても、ごく当たり前のことだと私は思うんですよ。どうしてもそれが年度内に出来ないとなれば、税金が元ですから、一般の行政の場合は、繰越し明許の議決を経て、翌年度に立てた予算の執行を認めるっていうふうに、そういう意味で結構厳格なわけですよ。予算の使い方、税金の使い方に関してはね。そこで意見ですが、会計年度内に完了することっていうふうに書いた趣旨は、意味は分かるんですよ。それをあえて文言にしたっていうのは、それ以前の今議論になっている以前のことにについては、どう言ったらいいかな。それ、過去の事だからしょうがないと。これからはこうするというふうにも聞こえるし、過去のことに遡ってというふうに考えるのであれば、そうになっていなかったのをどう判断するかっていう問題が残ると思うんです。その点はどうでしょう。

○議長（橋本久夫君） 工藤委員長。

○15番（工藤小百合君） 今の落合議員の意見でございますけれども、何でこういうふうにもう当たり前のことをこういうふうにしたかと申しますと、当たり前のことが、全議員と申して申し訳ございませんけども、その議員さんの中には、それがちゃんと自分の中で、年度内に完了するということが、自分の思い込みであるかもわかりませんが、ぎりぎりで作ったのがそういう形になって、5期の議運の中ではいろいろ問題がありました。でも、今回はそれを見直しということで厳格に、ちゃんと文章も明言して書く。年度内に完了することを私たちはわかっていることでも、ちゃんと文字として起こすことが、やっぱり目に触れて、こうしなきゃならないという、やっぱり議員さん全部が、これは私たち、税金でございますのでちゃんとしたお金の使い方をしていかないと市民の方に疑惑を招く、そういうことは今後してはいけないと思っておりますし、また宮古市議会が、例えば全国的にいろんなオンブズマンが大変力を発揮しています。いろんな政務活動費の調査についても、いろいろ疑問点がある部分に関しては、ちょっといろいろこう裁判になったりしておりますので、宮古市議会といたしましては、5期のいろんな問題を踏まえて、6期はそういうのをなくして、開かれた議会、そして政務活動費についても、ちゃんと使途基準を明確にして、議員の皆様方にちゃんとご理解をいただいて、政務活動費の在り方について、ちゃんと使用していただきたいと思っております。やっぱり市民の方々の視線はすごく厳しいです。そういう意味でもやっぱり、この15万円の政務活動費の使い方は、やっぱり市民の皆さん方にもみんな公開になってますので、誰が見てもこの使い方は別に間違っていないと思えるような、政務活動費の使い方にしていきたいと思っております。一番は市民の皆さんに、政務活動費について、宮古の政務活動費の使途基準は、やっぱり前と違った、これからはすばらしい基準で、政務活動費の在り方について、今度は議員の方々も、そういうふうに行動していただきたい。そう思っております。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） 議運委員長が言うのは非常に丁寧で、この間の議論を紹介しながらしゃべっているんで、もう非常によく分かるんですが、あえて端的に言えば、本当に新人議員の皆さん、なったばかりの方はちょっとわかんないところもあるかもしれませんが、一定の経験のある議員だと、年度内にたてた税金は、年度内に

全て完了するというのは当たり前の事なんですよ。それをあえて文章にするということは、本来、条例その他で書くべきものを書かなかった不作為、そのことによって何か重大な問題が起きてしまったっていう場合と、わかり切っていることをあえて文書にするっていうことはね、別の言い方をすると、そういう事例があったから、私はそれは返還の対象になるんじゃないかなという素朴な疑問を持つんですが、そういう議論は議運では行われましたか。

○議長（橋本久夫君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 第5期の議会運営委員会の副委員長もしておりましたし、第5期のときからこの政務活動費の見直しについては、課題整理をしてきたという立場で少し説明させていただきたいというふうに思います。落合議員のほうからは、言わばこの配付までごく当たり前でしょうと、こういう指摘があったわけですが、そうではなかったわけです。つまり、この間、広報誌を政務活動費でつくってきた方々は、収支のみで報告をして処理をしてきたわけです。実際に議会としても、配布の時期がいつかどうか、というところまではチェックをしないで、年度内にきちっと広報紙をつくった収支が終わっているというところで、実態が翌年度に配布をされていたとしても、その収支をもって、議会は政務活動費を受理してきたわけ。そういう状況があったわけですが、現実には。しかし今度の市民の指摘の中で、いや、どこにどれぐらいの物を配布したんですか。こういう指摘がされたわけです。ですから、ここはしっかりと第5期の中でも整理をしていかないと、単に3月31日をもって、広報紙の支払いを済みましたということではやっぱりうまくないだろう。しっかりここは整理をして、全工程、配布まで年度内に完了するというにしないと、今までも、そこまでは逆に言うと基準の中に明確になっておりませんでしたし、現実には年度を越えて配布されてきたという実態があったけれども、それはそれで政務活動費とすれば処理をしてきたわけですよ。ですから、そこは皆さんからのご意見の中でもアンケート調査をした結果、やっぱりそこをしっかりと、全工程を収支だけではなくて配布までも、年度内に終えようと、こういうふうに見直しをすべきだという方々が、議員の半数のアンケート結果ではそういう回答だったわけです。これは皆さんに前期、どこを見直すべきかというところでアンケートをとりました。11人の方々からここは見直しをすべきだという意見があったわけです。ですからそこはやっぱり一定程度そういった議員の方々の改善をすべきだという指摘も含めて、今度の第6期の中でしっかりと見直しをすべき点の一つだというふうに第5期では、第6期の議運のほうにそういったことも含めてあって、今度そういったことできちっとこれから様々な考え方、処理の仕方も含めて誤解がないように、ここはさっきも言ったように、収支だけではなくて、配布を含めて全工程だというふうに明確にしたほうが、ここは問題が起きないというそういった整理の仕方をしたというのが、私も、今、議会運営委員会のほうに傍聴参加みたいな形をしますけど、そういうくり方ですので、そこはね、ごく当たり前だ。ただし、今まではそういった形にはなっていなかったということをご理解いただいた上で、これからそういった誤解がないように、あるいはしっかりと処理ができるように、全工程という形で、整理をしたものというふうに私は受け止めておりますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） いや、竹花議員が言ってるのはもう非常によくわかりますし、いや全く異論はありません。それで私が、今意見を述べるついでに最終的に言ったのは、今、竹花議員もこれまでは年度を越えても全部消化出来なくて、残したと。それがどのぐらい残ったかっていうのはちょっと別にしてね。そういうのをもう断言しました。竹花議員も。そういうのが過去にあったと。そうであればその分は返還を要求すべきだとい

うのは俺の意見。そういうことが議論になりましたかって私は聞いたんです。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。それについては、このために各会派に持ち寄って意見集約していただきながら、議会運営委員会に持ち寄っての様々な合意形成のためにね、議論を尽くして行って、本日まで来たという経緯でございますので、その辺の会派での意見集約がどうだったのかも含めてですね、今この場で、今日本日は最終的に適用しなければならない段階にもう入っているわけなので、その辺もちょっとこう、理解いただきたいながらお願いをしたいんですが、では田中議員。

○20番（田中尚君） 大変、冒頭の洞口議員の発言、そして落合議員の再三再四の発言、いずれも私どもの会派に属する議員でありまして、そういった意味からしますと、事前のですね、会派でのコンセンサスが、大変不十分であったということが、皆さんの目の前に明らかになっているということが今出ておりますので、そこは大いに改善していかなければならないなと思っておりますし、今日の全協で議論が行ったり来たりするようなことがあったとするとですね、そこはそういった意味で大変申し訳ないなということを一言弁明をさせていただきます。あわせて、竹花副議長からもお話があったわけでありまして、第5期の議会運営委員会の言わばその申し送り事項ということで、今日議論している中身が議論されたというこういう流れであります。大事な部分は、なぜ個人への委託を認めないのか。それが住んでいる地域に関係なくですね、それも含めて、竹花副議長がおっしゃった部分でご理解いただけるものだと思っております。もう一つのポイントは、会計年度内に全てを終了する。この問題については、今日の全協に迎えます会派代表者会議の中で、こういう指摘がございました。基本的事項では、政務活動費は全工程を会計年度内に完了することを原則とする。この原則というのは例外があるんだという指摘がございました。一方、具体的な広聴費広報費のほうを見ると、こういう表現であります。「完了すること」。この「原則とすること」と、「完了すること」の間にですね、理論的にやっぱり矛盾があるんじゃないかという指摘もいただきました。そこでこの問題については、いろいろやりとりした部分、今日の説明なかったので私のほうから補足説明させていただきますけれども、例えばわかりやすく言いますと、来年の3月議会で、新年度予算を審議した場合はですね、この3月議会は年度内なんですよ。実際その印刷して配るとなったときに間に合わなくなる。もっと言うと議会報もそうじゃないか。議会報の羅針盤も、例えば前年度の3月議会、表現を変えますと、新年度の主要な事業を審議する大事な予算議会は、実は前年度に議論していると。そういった場合に、完了することということになりますとね、日程的に非常になかなか厳しいということから、ここは原則という形で処理しようという流れでありますし、もっと言いますと、領収書を添付する場合に、なかなかその3月末までに間に合わなかったという場合もないわけではございません。そのために、地方財政法等を含めて、今日もそうでありますけれども、翌年度にまたがる場合に、市はどうしてるか。だから繰越明許費なんですよ。これは会計年度内に処理するという大原則があるから、例外的にそれをある意味しっかり法律を守りながら処理していくための会計出納閉鎖時期、この期間内までであれば書類的な不備は、書類的な不備はですよ。具体的なことを言いますと領収書等になると思うんですが、それはそういうことで処理もしてきましたし、これからもそういうふうになり得る可能性があるでしょう。ただできるだけ、年度内に終わるようにという思いが込められた形の表現になっているということですね、補足的に説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（橋本久夫君） 長門議員。質問を進めます。長門議員。先に今の答弁ですか、ちょっとお待ちください。工藤議員。

○15番（工藤小百合君） 先に申し訳ございません。先ほど落合議員さんのほうから、年度末3月越えた部分の、

例えばその分は返還すべきじゃないかという、意見が出されましたけれども、それも例えば、今年度の3月であればいいんですけど、それが何年も前のそういう形ですと、なかなかその返還を求めるのも何か難しいというお話をいただきましたので、本当の最近のものであれば、多分返還は要求できると思いますけれども、何年も前のはなかなか返還をこっちが要求しても、なかなかそれはちょっと法律的に無理じゃないかなという意見を聞きました。以上です。

○8番（西村昭二君） 補足で。

○議長（橋本久夫君） では補足説明、西村議員。

○8番（西村昭二君） はい、今委員長のほうからご報告がありました、補足させていただきます。落合議員のほうと、洞口議員さんのほうからもこの件に関して、例えばその私人の関係、そして返還のほうの議論、そしてその会計年度内、これはですね実は共産党の田中代表のほうから、発信があつてですね、そして議運の中で、全ての件に関して、もんでおります。それで合意形成の場ですので、田中副委員長のほうは、いろんな思いがあつておっしゃったんですけども、議運の中では、合意形成の場ということでまとめさせていただきました。それで、その後議運の開催だけでなく、やはり会派代表者、議運に参加されていない会派もごございますので、そこをですねやはり議員全員協議会の前に、全議員に周知していただけるようにということで、会派代表者会議まで開かせていただきました。それで、落合議員と洞口議員がおっしゃったことも、全て議会運営委員会の初めのほうで1回目2回目のときに全て議論は尽くしておりますので、そのことだけ補足説明させていただきます。ご理解よろしくお願いたします。

○議長（橋本久夫君） 長門議員。

○17番（長門孝則君） 配付の件ですけども私、会計年度内に完了するっていうのは無理があるんでないかなと。例えばですね極端な話、3月30日に印刷物が印刷が終わったと、30日に印刷が終わった。年度内となると1日しかないんですよ。1日で配布できるかどうか。そういうこともありうるんですよ。まあ極端な話ですけども。私は行政のほうもそうですけども、3月31日、年度内というのは、債権債務が発生してればいいんですよ。現金の収支はもう5月31日まで出納閉鎖期間っていうのがありますんでね、それまでに収支はできるわけなんです。だから私は配布する本当は、行政的に言えば、配布っていうのはちょっと度外視っていうか、そういうあれになるんですけども、ただいろいろ問題があつて、配布まで責任を持ってやるということに議会ではやってきていますんで、配布まで政務活動費の中に含めるということであれば、そういう配付だけは猶予、例えば5月末までに配布を終わればいいのか、何かそういう方法をとらないと今言ったように極端な話、年度内に配布が出来ない場合があるんですよ。そういった場合はどうするのかと。その年度内に配布するということを強調するのであれば、印刷を早く、もう2月末までに印刷を終わると。そうすれば1か月、配布期間がありますんで年度内に完了するというにはなりますけども、実際3月議会、新年度の予算審議ですけども、3月議会は20日過ぎまで会期があります。そうすると、やはり議員の皆さんも3月の新年度予算をPRしたい。その印刷をしたいということになりますと、3月までの3月議会の印刷物はもう3月の末になると思うんですよ。そうすると印刷をして配布するまで、会計年度内ということになります。なかなか厳しいんでないかということがありますんで、配布については少し猶予を持ってもいいんでないかなという気がします。例えば配布については、やむを得ない事情があれば5月末までに完了するようにと、そうしたほうがいいんじゃないかなという気がしています。今言ったように、実際、極端な話、本当に1日だけで配布が終わるような事態も出るわけなんですよ実際。そしてそういった場合どうするのかという事になりますんでね、その辺検討してほしいなと思

ます。

○議長（橋本久夫君） それではこのことに関して工藤委員長のほうから、お願いいたします。

○15番（工藤小百合君） 今の長門議員さんの質問について私からお答え申し上げます。年度内にということは、もう印刷から配布まで、だから、さっきおっしゃったように3月30日で印刷したら1日だけで配布出来ないじゃないか。それはそのとおりだと思います。でも議会としては、年度内に完了すること。ちゃんと目的としてちゃんとうたってます。それであれば、3月の議会のものは、例えば年度越えてからの4月以降に出すとか、羅針盤だってそうじゃないですか、3月の議会報だってね、3月の議会のは4月に出すでしょ。今の今出すわけじゃないじゃないですか。私たちが政務活動費の使途基準については、そこはやっぱり年度内というのを基準にしていますので、そこを守っていただきたい。もし本当に、そういう活動費のところで印刷とか配布まで含めて、やりたいと思うのであれば、もう2月とか早い時点でそういうふうなのをちゃんと印刷して配布する。私はそういうふうを考えてます。ただ、年度内に完了するっていう、その年度内というのをやっぱり私はそこは守っていただきたい。一日でもあるから、年度内ということではないと思います。やっぱり工程を全部終わる。それが年度内。私はそういう認識でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本久夫君） では長門議員。

○17番（長門孝則君） 確認ですけどもね、例えば印刷物は、その年度の予算執行になるわけですがね。そして配布は翌年度の予算からということでもいいんですか。例えば配布も委託するということになれば、委託料が出ますがね。それは新年度の政務活動費の支出という考え方ですか。

○議長（橋本久夫君） 工藤委員長。

○15番（工藤小百合君） 何か私の説明していることが長門議員さんにはちょっと理解出来ないようで本当に申し訳ございませんが、私の説明が不足だと思いますけれども、年度内に完了ということでございます。ただ、それを年度内に完了して、そのあとの配布とかは、次の年の何月でも配布していい、そういう問題ではございません。全部が年度内に完了ということでございます。

○議長（橋本久夫君） つまり、すいません、ちょっと1回整理させてもらいますが、恐らく今委員長が言ってるのは、3月の問題は、4月の新年度からの予算でやってくださいっていうこと言ってるんで、年度内は年度内で終わっていただく。3月議会のものをどうしても出したっていうのであれば、それは4月、新年度予算で、配布も含めて予算をそこで執行してくださいっていう考え方です。だから年度は3月31日、そこで完了するものは完了をしてください。だけど完了出来ないものは新年度に繰越して新年度の中で、完結してくださいっていう、この基本的事項でございます。よろしいですか。松本議員。

○19番（松本尚美君） すいません、長門議員は同じメンバーなんで、説明が足りなかったとは思いますがけれども、印刷から配布までを年度内に終わらないのであれば、その経費については次年度の予算でやってくださいという意味ですね。分けるとか云々ではなくて、駄目とかじゃなくて。わかりますか。はい。私はですね全工程という表現があるんで、まず精算、先ほどちょっと長門議員が触れましたけど、出納閉鎖、そこも誤解があるのかなっていうふう感じとりました。ですから、精算については説明がなかったんで、そこは改めて説明をしていただければいいのかなというふうに思います。全工程っていう意味ですね。精算までが全工程なのかっていう話になっちゃうんで、そこに誤解があつてはいけません。3月31日までに全部報告書を出して、領収書を出して、全部、完結しなさいよっていうふうで、とらえられちゃうと逆にね、ギリギリの人は間に合わなくなっちゃうと、仮に出来てもね。そういう場合もありうるんで、そこは説明していただきたい。一問一答なん

で申し訳ないんですが、2問目ちょっと行きます。一問一答。あ、そう。

○議長（橋本久夫君） 先ほどの田中副委員長の説明に含まれているということでございますが。

○19番（松本尚美君） いいんですね、じゃあ、精算も含めて全工程というのはそういう意味なんだ。ああ、なるほどわかった。はい、それならそれで、それが答えだっていうんであれば理解しました。それからあと1点なんですけども、前回ちょっといろいろ市民から指摘があつてですね、印刷物の印刷、それから配布についてですね、私もじかにこう受けたんで、そのときの中での部分は、4年に1回のいわゆる改選期ですね。改選期でもって、この政務活動費に基づいた報告書っていうよりも、どちらかというと4月の選挙に向けた広報というふうに捉えたんじゃないかという非常に印象が強いんですね。そういう意味でどこにまたいたんだとかの話にもなったんで、ここはルールとしてというか、それぞれのモラルの問題だと思うんですけども、その後援会活動の部分と、いわゆる今回のこの広報の部分と、どうしてもこう時期によってはですね、市民に紛らわしくつていか誤解を与える可能性が多いものというふうに思うんですね。要は後援会活動、本来であれば、この政務活動費で処理しないものをですね、個別に配布するというもの、これがちょっと混同されてしまう誤解を受けてしまうということもありますから、その点も議運さんのほうでも念頭に置きながら、皆さんにもそこは、注意っていいですかね、あくまでも政務活動費は個々の議員に与えられているものですから、個々の議員が用途とか含めてですね、しっかりと説明する責任があるんですね。オール議会もそれかもしれませんけど、そこをちょっと、意見として申し上げておきたいなというふうに思いますんで。あと、これは要望ですけども、ついでで申し訳ないです。このタブレット端末の、私は個人的には、もう中途半端じゃなくてね。もうどっちかについていう、もしくは折半とかね。2分の1というのは合理的かなというふうに思いましたけれども、3分の1相当とかなんか、ちょっと曖昧だなって感じもするんで、この用途基準の中にこういう表現して使える。使う議員もいるし使わない議員もいる。申請ですね、精算主義。この選択肢の中での部分に、この部分が入ってくるっていうのは、いかがかんたっていうのは、改めて意見として申し上げたいんで、議論する機会がありましたら、議論をしていただきたい。希望です。

○議長（橋本久夫君） ほか、よろしいですか。工藤委員長。

○15番（工藤小百合君） 皆様に説明が一つ、私が落としまして申し訳ありません。後援会活動であれ、何であれ出すじゃないですか。紙面をね。写真、例えば私の写真が例えばその紙面の中の、どのくらいの大きさであればいいのかというのがなかなか微妙な問題でして、何か裁判ではいろいろこう負ける可能性のほうが高いようです。だから宮古市議会としては顔写真はこの紙面の中では何センチ×何センチの写真はいいですよという表現は出来ませんでした。もしそういう顔写真を出したとして宮古市議会として、この政務活動費の中のこの顔写真の在り方について、本当にこれが政務活動費として本当に適正なのか、顔写真がということになれば、なかなかそれは難しい判例もあるそうですので、だから顔写真については、いろいろ議運でも話が出ましたけれども、それについては載せない。個々の判断というのもまたちょっと失礼な言い方ですけども、議会運営委員会としては、写真までは載せないということで議運の中では決めましたので、それは説明がありませんでしたが、つけ加えて説明いたします。

○議長（橋本久夫君） はい、田中議員。

○20番（田中尚君） 松本議員の最後の発言に関してですが、今回このタブレット端末を導入するに当たりまして、この3分の1負担ということではですね、そういうのを議論する過程の中で、事務局のほうから説明をいただいてですね、それでスタートした内容であります。現時点ではそれを改めてこういう形で明記しているとい

う流れですので、松本議員のほうから検討の余地があるというふうな意見も出ましたので、ここはそういった部分意見として受け止めてですね、今後の検討課題にしたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきます。

○議長（橋本久夫君） ほか質問は、はい、洞口議員。

○12番（洞口昇一君） 一番最初に質問したことはもう、これ以上はやるつもりがないので、そのほかの問題について、二つあるんですけども、一つは家庭で購読される大衆紙の購読料っていうのは、さっき全国紙云々という話がありましたけれども。例えばね、私岩手日報と日本経済新聞を議員になってから取り出したんですよね。日本経済新聞はどう考えても全国紙なんだけども、どう考えても大衆紙とは言えないものですよ。だから、家庭で購読される大衆紙の購読料というのは具体的には何が含まれて、何々のことを指してるんですか。

○議長（橋本久夫君） 工藤委員長。

○15番（工藤小百合君） すいません、今の質問についてお答えいたします。赤字で書いてる部分と、この今度の改正した部分についての違いをみていただければ分かるんでしょうけども、この大衆紙という言葉は、どういうことを意味するのかっていうことでここわかりやすく、家庭で購読するような新聞のことで、いわゆる全国紙とか地方紙を示しています。その購読料を政務活動費の中で支払うことは対象外としますという意味で、例えば日報、朝日とか、例えば読売とか毎日新聞とかそういう形の新聞でございます。それを大衆紙といいます。ただ、新たに購読する場合と、今まで購読してた場合との違いがあります。はい。申し訳ありません。全国紙の中に入っております。

○20番（田中尚君） 五代全国紙っていうことで、日経新聞も入っております。はい、すいません。

○議長（橋本久夫君） その辺も含めて、会派の中で議論をしていただければ良かったんですが。もう一度はい。

○12番（洞口昇一君） 最初見た時はね、大衆紙ってただ単に日刊スポーツとかさ、スポ日とかね、そういうのだと思ったわけね。ところが委員長の説明では日経や朝日や岩手日報などのね、いわゆる全国紙、いわゆる地方紙全部含まれるというふうに言われると、あれ、なんだ話違うじゃないかって。いや、何でかってね、私、過去の政務調査費の支出項目を見たんです。そしたら岩手日報の代金を政務調査費で払ってるし、事務局に相談したらね、議員になってからとったものについてはね、認められるんじゃないかと、ないかですよ、認められるってはっきり言われたわけじゃなくてね。ところが今回の議運が終わったら結論が変わってるという非常に困った事態になってさ。今まで払った新聞代はね、全部駄目なのかっていうことになってね。いやいや、だから、年度途中で変えるってのはどうなの。もう執行済みのことを変えちゃうの。

○議長（橋本久夫君） 工藤委員長。

○15番（工藤小百合君） 当選前から購読している新聞、継続購読料を対象外とする規定です。だから、当選前から購読してるのはもう駄目ということです。

○議長（橋本久夫君） 今年度の適用になりますので。

○12番（洞口昇一君） 要するにもう駄目だということ。年度途中で変えるっていうのは普通はしないんだよ。来年度からとかさ。

○議長（橋本久夫君） 工藤委員長。

○15番（工藤小百合君） 今回このように詳しく政務活動費の使途基準について書き出しましたのは、やっぱりここを見て、駄目だということをちゃんと議員の皆様方に理解していただきたいということで、ちゃんとういうふうに、詳しく書き出した次第でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本久夫君） それでは、この件につきましては様々議論いただきましたが、皆様からの了解を得たという形で、今年度からの政務活動費として適用したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君） はい、それでは、予定していた案件は全て終了いたしました。その他に移ります。皆様の方から何かございますか。ないようですので、これをもって議員全員協議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後2時42分 閉会

○

宮古市議会議長 橋本久夫